

西宮市立学校における指定学校変更、区域外就学に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）及び西宮市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、児童生徒の指定学校変更又は区域外就学を許可するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(指定学校変更)

第2条 委員会は、保護者から令第8条の規定に基づき指定学校変更の申立てがあり、その事由が別表のいずれかに該当する場合は、個々における諸般の事情や学校の状況等を考慮した上で、指定学校変更を許可する。ただし、保護者の管理下で通学の安全が確保されなければならない。また、指定学校変更を申立てた保護者は、学校長又は委員会が許可に当たり条件を付した場合は、それに従わなければならない。

(区域外就学)

第3条 委員会は、市内に住所を有しない児童生徒の保護者から令第9条の規定に基づき区域外就学の申立てがあり、その事由が別表のいずれかに該当する場合は、個々における諸般の事情や学校の状況等を考慮した上で、区域外就学を許可する。ただし、保護者の管理下で通学の安全が確保されなければならない。また、区域外就学を申立てた保護者は、学校長又は委員会が許可に当たり条件を付した場合は、それに従わなければならない。

2 委員会は、前項の許可をしようとする場合は、あらかじめ、児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

(特別就学)

第4条 委員会及び学校は、配偶者からの暴力の被害者の子ども又は保護者等から虐待を受けた子ども等の特別な事情がある保護者又は学資負担者等から就学についての相談を受けた場合は、児童生徒の就学の機会が確実に確保されるよう配慮しなければならない。

2 前項の場合において、委員会が市立学校で就学させることが望ましいと認める場合は、個々における諸般の事情を考慮し、就学を許可する。その際、個人情報の管理には十分に配慮する措置をとる。

(願い出の手続き)

第5条 保護者は、第2条又は第3条の願い出をするときは、指定学校変更・区域外就学願に、就学を希望する学校の学校長の副申を添えて、委員会に提出しなければならない。

2 保護者又は学資負担者等は、第4条の願い出をするときは、特別就学願に、就学を希望する学校の学校長の副申を添えて、委員会に提出しなければならない。

3 別表のうち校区変更に伴う経過措置により指定学校変更する場合は、就学先調査票兼指定学校変更願を委員会に提出しなければならない。また、通学区域特認校制度により指定学校変更又は区域外就学する場合は、西宮市教育委員会通学区域特認校制度実施要綱の規定により手続きを行う。

(許可期間)

第6条 許可する期間は、一年度内を限度とする。許可期間終了後も継続して指定学校変更又は区域外就学を希望する場合は、改めて許可を受ける。

2 前項にかかわらず、別表のうち校区変更に伴う経過措置又は通学区域特認校制度により指定学校変更又は区域外就学する場合は卒業までの必要な期間を許可する。ただし、西宮市から転出の届出をした場合、又は市内に住所を有しない児童生徒が西宮市以外に住所を異動した場合は、その時点で転学の手続きを行う。

3 許可期間内であっても条件を満たさなくなったときは、許可を取り消すことがある。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

区分	事由	対象学年	期間	
転居等によるとき	引越し等のため校区が変わり転校しなければならないが、そのまま従前の学校に就学する場合	小学校	1～4年	学年末まで
			5～6年	卒業までの間で、必要と認めた期間
		中学校	1年	学年末まで
			2～3年	卒業までの間で、必要と認めた期間
	事情により住民票は別のところにあるが、実際に居住している住所の学校へ就学する場合	小・中学校の全学年	引越し日まで	
住宅の購入等により、転居することが確定している校区の学校へあらかじめ就学する場合	小・中学校の全学年	転居する日の属する学年の始めから		
保護者の就業等の事情により、児童生徒等の保護監督に支障があるとき	夫婦で商店等を営業しており、商店等のある校区の学校へ就学する場合(ひとり親家庭の場合で、その親が就労している場合を含む)	小・中学校の全学年	商店等から通学することが適当と認めた期間	
	夫婦共働きのため、祖父母宅等のある校区の学校へ就学する場合(ひとり親家庭の場合で、その親が就労している場合を含む)	小・中学校の全学年	祖父母宅等から通学することが適当と認めた期間	
	児童生徒を保護者以外の者の家で居住させ、居住する家のある校区の学校へ就学する場合	小・中学校の全学年	保護者以外の者の家で居住し通学している期間	
教育的配慮が必要であると認められるとき	いじめ・不登校等で指定学校以外の学校へ就学することで問題が解消されると見込まれる場合	小・中学校の全学年	理由の存する期間	
	病気等、身体的理由により指定学校への就学が困難であり、就学可能な学校への変更を希望する場合	小・中学校の全学年	理由の存する期間	
	兄弟姉妹が指定学校変更を許可されており、同じ学校へ就学する場合	小・中学校の全学年	理由の存する期間	
その他	校区変更に伴う経過措置	小・中学校の全学年	卒業まで	
	通学区域特認校制度による就学	小・中学校の全学年	卒業までの間で、必要と認めた期間	

※義務教育学校の場合は、小学校1～6年を「義務教育学校前期課程1～6年」、中学校1～3年を「義務教育学校後期課程7～9年」に読み替えるものとする。